

公布された規則のあらまし

佐賀県規則の形式の左横書きの実施に関する規則（規則第七三号）

- 1 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、平成二五年一月一日から施行することとした。